

神奈川県地域医療再生計画事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県東部地域医療再生計画及び神奈川県西部地域医療再生計画に基づき地域における課題の解決を図るため、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療再生基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、「神奈川県地域医療再生計画事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、別表1の第1欄に掲げる事業区分毎に、第2欄に掲げる者（以下「事業者」という。）が実施する次の事業とする。

- (1) 周産期救急県外搬送患者戻り搬送受入確保事業
- (2) 周産期救急医療システム強化モデル事業
- (3) 救急医療機関確保事業
- (4) 眼科救急機能強化事業
- (5) 耳鼻咽喉科救急機能強化事業
- (6) 看護師養成教育・臨床交流システム事業
- (7) 後期研修医等確保支援事業
- (8) 病院耐震診断促進事業
- (9) 在宅歯科医療推進事業

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表2の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを別表1の第2欄に掲げる事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(申請書の提出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、事業者は速やかに補助金変更交付申請書（様式2）を知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第4条の2 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を知事本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上(事業者が地方公共団体以外のもの場合は30万円以上)の機械及び器具については、厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (10) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第6条 前条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式3)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(様式4)に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条の2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式5)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、補助事業により取得、又は効用の増加した財産の処分の制限期間が経過するまで保管しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部とする。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があつたとき。

(書類の經由)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を經由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 8 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 25 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 20 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 22 日から施行する。

別表 1

1 事業区分	2 事業者
周産期救急県外搬送患者戻り搬送受入確保事業 周産期救急医療システム強化モデル事業 病院耐震診断促進事業	知事が適当と認める病院の開設者
救急医療機関確保事業	知事が適当と認める病院、診療所の開設者
眼科救急機能強化事業 耳鼻咽喉科救急機能強化事業 在宅歯科医療推進事業	市町村、知事が適当と認める公益社団法人、一般社団法人、一般財団法人
看護師養成教育・臨床交流システム事業 後期研修医等確保支援事業	知事が適当と認める一般社団法人・一般財団法人、医療法人、公立大学法人、学校法人又はこれに類する団体

別表 2

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
周産期救急県外搬送患者戻り搬送受入確保事業	ア 転院調整 患者1人当たり 82千円 イ 患者受入調整 患者1人当たり 82千円	転院調整及び患者受入調整に係る人件費（調整を行う医師等の給料、報酬、賃金、職員手当等、共済費）、役務費（通信運搬費）、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、医薬材料費）、使用料及び賃借料	定額
周産期救急医療システム強化モデル事業	受入実績1件当たり 29,110円	受入困難事案患者の受入に必要な病床確保等に係る人件費（医師等の給料、報酬、賃金、職員手当等、共済費）、役務費（通信運搬費）、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、医薬材料費）、使用料及び賃借料	3分の2
救急医療機関確保事業	専門科医療機関運営費 65,950円×診療日数	二次救急医療体制の機能強化のために専門科医療機関の運営に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金等）	運営費 3分の1
眼科救急機能強化事業	固定（輪番制）移行運営費 32,977円×診療日数 （ただし、診療日数は72日を限度とする。）	眼科救急医療体制を固定（輪番制含む）制へ移行した場合の診療体制に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金、報償費等）	10分の10

耳鼻咽喉科救急機能強化事業	<p>固定（輪番制）移行運営費 32,977 円×診療日数 （ただし、診療日数は 72 日を限度とする。また、現在適用している在宅当番医制の基準額が 32,978 円に満たない場合は 28,748 円を上限として加算する。）</p>	耳鼻咽喉科救急医療体制を固定（輪番制含む）制へ移行しているか、又は移行した場合の診療体制に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金、報償費等）	10 分の 10
看護師養成教育・臨床交流システム事業	<p>1 か所当たり 13,690 円×日数 （ただし、日数は 120 日を限度とする。）</p>	教育・臨床交流システムの導入に伴い新たに非常勤職員を雇用した場合に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金等）	3 分の 1
後期研修医等確保支援事業	<p>(1) 説明会参加等支援費 1 か所当たり 1,300 千円</p> <p>(2) 研修会支援費 1 か所当たり 1,000 千円</p>	<p>(1) 県内医科大学において医学生及び臨床研修医等を特定の 6 診療科（内科、外科、小児科、産科、麻酔科及び救急科）領域へ誘導するために行う合同説明会への参加等に必要な経費（合同説明会参加費、WEB サイト作成委託料、後期研修医募集広告掲載料、後期研修医募集要項印刷製本費（上記の 6 診療科領域に係るものに限る））</p> <p>(2) 知事が適当と認める一般社団法人等において医学生及び臨床研修医を対象とした研修会の開催に必要な経費</p>	10 分の 10
病院耐震診断促進事業	1 か所あたり 3,000 千円	<p>病院における耐震診断実施に要する経費 （病院の敷地内で患者が利用する建物で耐震診断をしていないものに限る。）</p>	10 分の 10
在宅歯科医療推進事業	<p>研修事業費 1 か所当たり 4,300 千円</p>	<p>歯科衛生士等の摂食嚥下障害患者に対する治療技術等の研修や、在宅歯科医療における多職種連携を推進するための研修事業に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料）</p>	10 分の 10

様式 1

文 書 番 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
ふりがな
代表者氏名 印
生年月日 H.S.T 年 月 日 生
性 別 男 ・ 女

平成 年度神奈川県地域医療再生計画事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 事業
- 2 交付申請額 金 円
- 3 所要額調書 (別に定める様式のとおり)
- 4 事業計画書 (別に定める様式のとおり)
- 5 所要額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 6 添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
(当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。)
(2) 役員等氏名一覧表 (※交付申請者が法人の場合)
(3) その他参考となる資料

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカタ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者					

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名 _____
 代表者氏名 _____ 印 _____

文 書 番 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

平成 年度神奈川県地域医療再生計画事業費補助金変更交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|---|----------------------------|---------------|
| 1 | 補助事業名 | 事業 |
| 2 | 交付申請額 | 金 円 |
| | 既交付決定額 | 金 円 |
| | 変更交付申請額 | 金 円 |
| | 増減額 | 金 円 |
| 2 | 所要額調書 | (別に定める様式のとおり) |
| 3 | 事業計画書 | (別に定める様式のとおり) |
| 4 | 所要額明細書 | (別に定める様式のとおり) |
| 5 | 添付書類 | |
| | (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本 | |
| | (当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。) | |
| | (2) その他参考となる資料 | |

文 書 番 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

平成 年度神奈川県地域医療再生計画事業費補助金
事業変更(中止、廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定があった標記補助金に係る(対象事業名)について、次のとおり事業変更(中止、廃止)し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

事業内容	変更(中止、廃止)前	変更(中止、廃止)後

2 変更(中止、廃止)の理由

様式 4

文 書 番 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代表者氏名 印

平成 年度神奈川県地域医療再生計画事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付で交付決定があった標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 事業
- 2 経費精算額調書 (別に定める様式のとおり)
- 3 事業実績報告書 (別に定める様式のとおり)
- 4 事業実績額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 5 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算（見込み）書の抄本
(当該補助事業に係る決算額を備考欄に記入すること。)
 - (2) その他参考となる資料

文 書 番 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代表者氏名 印

平成 年度神奈川県地域医療再生計画事業費補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定があった（対象事業名）に係る補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

添付書類

別紙概要

確定申告の写し

その他参考となる書類（2.の金額の積算の内訳等）